

衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 29 日（火）、第 1 回の連合審査会が開かれました。

- 1 ①経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案（内閣提出第 37 号）
②経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案（足立康史君外 2 名提出、衆法第 10 号）
 - ・萩生田経済産業大臣、小林国務大臣、大野内閣府副大臣、佐藤厚生労働副大臣及び政府参考人並びに提出者堀場幸子君（維新）及び阿部司君（維新）に対し質疑を行いました。
 - （質疑者）石川昭政君（自民）、山本左近君（自民）、中野洋昌君（公明）、落合貴之君（立民）、大島敦君（立民）、山岸一生君（立民）、小野泰輔君（維新）、鈴木義弘君（国民）、笠井亮君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

石川昭政君（自民）

- （1） 感染症の治療に不可欠な抗菌薬の安定供給に向けた政府の取組
- （2） 内閣提出法律案における特定重要物資の安定供給確保基本指針の公表が我が国の弱点の公表につながる懸念
- （3） 機微技術を保有する日本企業の買収防止策
- （4） 外国資本が混在した国内ファンドによる日本企業の買収防止策
- （5） 投資及び輸出管理において国家安全保障局が果たす役割の重要性
- （6） 機微情報を取り扱う人物の適性を評価するセキュリティクリアランス制度を導入する必要性
- （7） 人権デューデリジェンスに関する政府の検討状況
- （8） 大学又は研究機関における機微情報流出防止のための研究インテグリティの確保に関する政府の取組

山本左近君（自民）

- （1） 内閣提出法律案第 50 条第 1 項第 10 号の電気通信事業
 - ア 登録電気通信事業者及び届出電気通信事業者の数
 - イ 電気通信事業者を特定社会基盤事業者に指定する場合の基準
- （2） 内閣提出法律案の基本的な考え方についての小林国務大臣の所見
- （3） 同条同項第 13 号において資金移動業が規制対象となる可能性
- （4） 暗号資産交換業
 - ア 同業を規制対象外としたことについての見解
 - イ 同業を今後規制対象とする見直しを行う可能性
- （5） 特許出願の非公開に関する制度
 - ア 同制度を導入するメリット
 - イ 特許出願の第 1 次審査の期間（3 か月）の妥当性
 - ウ 外国出願禁止期間の上限（10 か月）の妥当性
 - エ 内閣提出法律案における保全指定の対象範囲

中野洋昌君（公明）

- （1） 内閣提出法律案提出の背景及び国際情勢に係る現状認識
- （2） これまでのサプライチェーン強靱化に向けた政府の取組と内閣提出法律案による措置との相違点

- (3) 一定の競争力を有する物資について外部に依存しないよう産業政策として支援する必要性
- (4) サプライチェーン全体の観点から効果の高い供給確保計画を認定し支援を行う必要性
- (5) サプライチェーンの強靱化と民間事業者による経済合理性の両立の在り方についての政府の認識

落合貴之君（立民）

- (1) 内閣提出法律案について経済産業大臣が答弁に立つ議論の場を増やす必要性
- (2) サプライチェーン強靱化
 - ア 現在の米中貿易額が過去最高であることについての認識
 - イ 産業の国内回帰の目標の有無
 - ウ サプライチェーンの国内回帰として行おうとしている施策
- (3) 内閣提出法律案におけるクラウドサービスの位置付け
- (4) 政府のデジタル化のためのクラウドサービスの自立化に早急に取り組む必要性

大島敦君（立民）

- (1) 内閣提出法律案における先端的な重要技術の開発支援の在り方及び研究成果が出るまでの期間
- (2) 研究成果の官民における活用
- (3) 内閣提出法律案における特定重要技術調査研究機関の組織体制及び位置付け
- (4) 経済安全保障重要技術育成プログラムの指定基金への予算の積み増し及び資金運用の有無
- (5) 研究開発における過去の研究の検証の重要性に対する萩生田経済産業大臣の見解
- (6) 内閣提出法律案における研究開発支援による成果の検証及び公表の仕組みの有無

山岸一生君（立民）

防衛省における民間企業との契約についての新基準の導入

- ア 令和元年5月に防衛省が導入した民間企業との契約についての新基準の位置付け及び具体的な審査項目
- イ アの基準と以前から存在した情報セキュリティ特約との違い
- ウ アの基準は米国のセキュリティ基準（NIST SP 800-171）と同じレベルであるかの確認
- エ 米国基準に及ばないアの基準を作成した理由
- オ 藤井元防衛装備庁長官官房審議官がアの基準の作成に関して他省庁との調整を担っていたかの確認
- カ アの基準作成に関する内閣官房と防衛省との協議、調整及び連絡の有無

小野泰輔君（維新）

- (1) 「経済安全保障」の定義
 - ア 内閣提出法律案に定義が置かれなかった経緯及びその理由
 - イ 内閣提出法律案に定義がないことの問題点についての衆法提出者の見解
- (2) 内閣提出法律案に基づく基本方針が他の経済安全保障に関わる法令へ及ぶ範囲
- (3) 衆法において「国際経済秩序の形成の促進」を明記した意義
- (4) 特定重要物資等の調査に対して事業者が必要な情報の報告等を行わなかった場合の罰則規定
 - ア 内閣提出法律案に罰則規定がないことに関する衆法提出者の見解
 - イ 内閣提出法律案に罰則規定を設けなかった理由

- (5) インテリジェンス機関の整備について内閣提出法律案の不十分な点についての衆法提出者の認識
- (6) 内閣提出法律案に基づく調査研究能力を有する法人への調査研究の委託に関する情報公開の範囲
- (7) 機微技術に携わる人材の流動化の重要性についての小林国務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) 総合的経済安全保障施策推進法案（大塚耕平君外 2 名提出、参法第 5 号）についての小林国務大臣及び衆法提出者の所感
- (2) 基本技術が秘匿されている場合の応用特許のみの外国出願禁止の該当性
- (3) 衆法第 10 条の経済安全保障に関する調査研究及び情報収集等を行う専門的な機関のイメージ

笠井亮君（共産）

- (1) 令和 3 年度補正予算による経済安全保障重要技術育成プログラム
 - ア 同プログラムの基金を閣法第 63 条の指定基金とする想定の有無
 - イ 「民生利用のみならず公的利用につなげていく」と明記した過去の経済産業省の技術開発予算の有無
 - ウ 同プログラムに防衛省が関与する可能性
 - エ 同プログラムの武器・宇宙産業への活用の可能性
 - オ 同プログラムを通じた技術開発から生まれた特許が保全指定され非公開となる可能性
 - カ 防衛省が求める発明を保全指定して活用する可能性
- (2) 内閣提出法律案における外国出願の禁止規定
 - ア 外国出願禁止の例外を定める政令の内容
 - イ 経済安全保障重要技術育成プログラムから生まれた軍事特許が日米の軍事力強化に利用される可能性
 - ウ 保全指定された発明の件数等の情報公開の可否

緒方林太郎君（有志）

内閣提出法律案

- ア 医薬品が特定重要物資の指定対象に含まれるかの確認
- イ 本法律の施行に向けた準備の状況
- ウ 本法律の施行に後れを取る可能性のある省庁の存在に関する小林国務大臣の見解
- エ 特定重要物資の指定等は法律の施行後に随時行う方針かの確認
- オ 人権侵害に経済面から対応するための法整備の必要性